

公益社団法人大竹市シルバー人材センター会員業務就業規約

(総 則)

第1条 この規約は、公益社団法人大竹市シルバー人材センター(以下「センター」という。)利用規約第2条第1項に規定する「会員業務就業規約」とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において、「会員」とは、センターの会員をいう。

2 「発注者」とは、センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。

3 「会員業務」とは、発注者がセンターを通じて会員に委託する業務をいう。

4 「業務実施会員」とは、会員業務を実施する会員をいう。

5 「会員業務委託料」とは、発注者が会員業務の対価として、業務実施会員に支払う会費をいう。

(会員業務の就業条件)

第3条 会員業務に係る就業条件(以下「就業条件」という。以下同じ。)は、センターと発注者との間で別途合意により定めたもののほか、この規約の定めるところとする。

(会員業務の内容及び会員業務委託料の額)

第4条 会員業務の内容、及び会員業務委託料の額は、センターと発注者との間で別途合意により定めたものとする。

(会員業務への着手等)

第5条 業務実施会員は、センターに対し、就業条件に同意する旨の意思表示した後に、会員業務へ着手するものとする。また、就業条件が変更となった場合も、同様の扱いとする。

2 業務実施会員は、前項に規定する就業条件に同意する旨の意思表示をもって、業務実施会員と発注者との間で、またセンターと業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約及び準委任契約に参画する。また、就業条件に変更が生じた場合も、変更後の就業条件に同意する旨の意思表示をもって、同様の扱いとなるものとする。

(会員業務委託料の請求・受領等)

第6条 業務実施会員は、発注者との間に生じる会員業務委託料の請求及び受領に関する

事務処理を、センターに委任するものとする。

- 2 業務実施会員は、会員業務委託料をセンターが別に定める会員業務委託料支払規程に従い受け取るものとする。

(会員業務の実施)

第7条 業務実施会員は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、会員業務を実施するものとする。また、センター及び発注者の信用を害し、又は発注者が顧客から苦情等を受けることのないよう十分に配慮を要するものとする。

- 2 業務実施会員は、会員業務の着手前に、センターが実施する安全教育や技能講習等を受講するものとする。
- 3 業務実施会員は、センターの求めに従い、会員業務の進捗状況、その他の情報等を報告又は通報するものとする。

(業務使用材料の確保・調達)

第8条 業務実施会員は、会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等(以下「業務使用材料」という。)を、自らが確保・調達するものとする。

- 2 業務実施会員は、センターが会員業務に必要な業務使用材料を貸与又は提供したときは、これに要した費用を、センターへ支払うこととなります。
- 3 業務実施会員は、貸与又は提供された業務使用材料を、善良な管理者の注意をもって、管理又は使用するものとする。

(会員業務の履行不能)

第9条 業務実施会員は、会員業務の履行が困難となったときは、センターに、速やかにその旨を届出し、センターの承認を得るものとする。

- 2 業務実施会員は、センターが前項の規定により承認したとき、その地位を終了とする。また、第5条第2項に規定する請負契約及び準委任契約も終了とする。
- 3 業務実施会員は、その終了時までの間に生じた受取るべき会員業務委託料の額は、センターと発注者の協議に委ねるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 業務実施会員は、実施した会員業務が会員業務仕様書に適合しないときは、追完の義務を有する。ただし、適合しない事由が業務実施会員の責めに帰することがない場合は、この限りとしない。

(会員業務の終了)

第11条 業務実施会員は、第9条第2項の規定によるほか、センターと発注者との間の

シルバー人材センター利用契約が有効期間満了により終了し、センターと発注者との合意により解約され、又はセンター若しくは発注者のいずれかから解除されたとき、その地位を終了するものとする。

(著作権の帰属)

第12条 会員業務の実施により生じた著作権は、業務実施会員に帰属する。

2 業務実施会員は、前項に規定する著作権を発注者に譲渡するときは、センターの承認を得て行うものとする。

(再委託、権利・義務の移転)

第13条 業務実施会員は、次の各号に該当する場合、書面又は電磁的方法によるセンターの承諾を得て、行うものとする。

- (1) 会員業務を第三者に再委託する場合
- (2) 会員業務の実施に当たり、取得した権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供する場合
- (3) 会員業務の実施に当たり、負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させる場合

(守秘義務及び個人情報)

第14条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適切に取扱わなければならない。

3 前二項の規定は、業務実施会員の地位の終了後においても、厳守するものとする。

(損害賠償)

第15条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由によりセンター、発注者、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を有する。

2 業務実施会員は、発注者又は第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに報告するものとする。

3 業務実施会員に損害賠償責任が生じた場合の業務実施会員が支払う賠償額は、センターが加入するシルバー人材センター総合責任保険損害保険から支払われる額、及びセンターが業務実施会員の過失の度等を考慮して控除した額を差し引いた額となる。